

鳥取県協働連携ガイドライン【概要版】

はじめに

本ガイドラインの位置づけ

本県では、「鳥取県の将来ビジョン」及び「鳥取県民参画基本条例」に基づき、県民、NPO、企業、市町村など、多様な主体との協働連携の取組を積極的に推進することを目標に掲げています。

本ガイドラインは、民間事業者等と県による協働について具体的に定めることにより、協働に対する認識及び相互の役割を共有し、本県における「協働連携」を一層推進するための指針として位置付けるものです。

本ガイドラインの趣旨を踏まえ、県においては従来型手法に固執することなく民間事業者等の「活力」を広く取り込む姿勢が求められます。本県では、全ての部署において取組の大小、金額の多寡にかかわらず本ガイドラインを活用して協働連携を積極的に導入していきます。また、民間事業者等においても、より最適な行政サービスの実現に向けて、民間事業者等のノウハウや資金等を活用した積極的なアイデアや提案の創出を期待します。

民間事業者等と県が本ガイドラインを共有することにより、それぞれの特性を發揮しながら連携・協力し、役割を担い合い、相乗効果を發揮して協働することで、新たな価値創造（社会価値、経済価値）の実現を目指します。

【第1章】本ガイドラインの趣旨

1 協働の背景

(1) これまでの協働連携の取組

本県では、人口減少・少子高齢化などが深刻化する一方、様々な行政活動の制約（人的・物的・財政的）に直面する中で、行政だけで地域づくりを進めることは限界があるとの認識に立ち、平成13年に鳥取県非営利公益活動促進条例を制定し、住民が主体的に自分たちの地域のことを考え、自ら実践していく「自立」からさらに進め、県民の参画に基づく個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に向けて、住民と行政が連携・協力し合う「協働」を進めてきました。

平成25年には、この取組が定着し確実なものとなるよう、県政への県民参画を制度的に保障する鳥取県民参画基本条例を制定し、県民参画の基本的事項を定めるとともに、基本的理念として、協働による地域づくりの推進を掲げ、県と県民の双方がそれぞれの役割を果たす、協働による地域づくりを進めてきました。

(2) 新たな時代に即した協働連携の変革

近年、人口減少や高齢化の進行と共に成熟社会を迎えつつあることで、人々の価値観が多様化したことや気候変動による環境保全への関心の高まりなどを踏まえ、すべての県民が自分らしい生き方を選択し、ふるさと鳥取で安心して暮らし続けられるため、SDGsの概念も再評価し、県民、NPO、企業、市町村などのパートナーシップにより、持続可能な地域社会の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

併せて、コロナ禍によって社会課題の影響が深刻になる中、行政分野はもとより、社会全体のデジタル化に向けた取組はますます重要になっています。

新たな時代に即した地域社会や地域経済のあり方・地域活性化策などについて、改めて検討し、課題解決に向けた実証実験や実践的な活動に取り組んでいく必要があります。

2 協働連携の推進

このような状況下において、県として活力を持ちながら持続可能な形で発展していくため、行政サービス全てを県が担うのではなく、「民間事業者等が効率的・効果的に実施できることは民間事業者等に委ねられないか」という発想に基づき、協働連携の対象範囲を柔軟に見直しつつ、民間事業者等と県によるコラボレーションを通じて、できる限り民間事業者等の資源やノウハウ、創意工夫を活用することにより、協働連携の取組を積極的に推進していきます。

3 鳥取県が目指す協働連携の姿

(1) 多様な主体による組織の枠を越えた連携・協力

本県は、人と人、人と団体、人と地域との結びつきがとて強い地域です。例えば、本県はSDGsの達成に向けて住民・団体・県が緊密に連携しながら積極的に取り組んでおり、その取組評価は全国でもトップクラスです。

都会にはない、この顔の見えるネットワークを最大限に生かし、結集力や機動力、柔軟性に富むスモールメリットを發揮して、行政のほか地域づくり団体、NPO、企業などの多様な主体による組織の枠を越えた連携・

協力を目指します。

(2) 地域に対する関心が高い県民性を活かした幅広い協働連携

鳥取県民は、ボランティア活動参加率が高く、また鳥取県に対する愛着や誇りを感じる人々の割合も高いなど、地域に対する関心が強い県民性をもっています。この特徴を生かし、本県では協働連携においても、民間企業によるビジネス型の案件のみならず、NPO法人、一般社団法人・一般財団法人、自治会、ボランティア団体など、民間非営利組織が地域に密接に関わる活動の協働連携を幅広く推進します。

(3) 新たな地方創生の実証実験の場としての活用

この度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、これまでの社会変化の潮流を一層加速させ、移住定住、産業の地方への分散、デジタルトランスフォーメーション(DX)、脱炭素社会の推進など、日本国内に劇的な「変革」を起こしつつあります。これらコロナ禍で生じた変革の加速に伴い、あらためて地方に高い関心が寄せられています。

本県ではこの流れを契機として捉え、コンパクトな県ならではの人材・産学官ネットワーク、豊かな自然環境と体験活動、快適な仕事環境など、多彩な魅力あふれる鳥取県を、新たな地方創生の実証実験の場として広く活用を進めます。

4 本ガイドラインが扱う協働連携の範囲

P P P (Public Private Partnership=官民連携)とは、行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るものです。

なお本ガイドラインで取り扱う「協働連携」は、民間事業者等のアイデアや技術、ノウハウを活用し、民間事業者等と県が協働で創意工夫を行うことにより、行政サービスの向上、行政コストの見直し、地域経済の活性化、行政課題の解決等を図る以下の領域を対象とします。

＜本ガイドラインが扱う協働連携の領域＞

純粋な民間事業	協働の領域 (目安)			純粋な公共事業
	民間活動の支援等による地域活性化	県有資産の活用による事業創出	民間による行政サービスの提供	
—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間活動の支援 ・ 協力関係の構築 ・ 特区・地域再生・規制緩和など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告事業 ・ ネーミングライツ ・ 県有資産の利活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ P F I ・ 指定管理者制度 ・ 民間委託 (PFS を含む) 	—

5 協働連携を進める上での基本的な考え方

(1) 土台となる原則

ア 県政への県民参画

県民自らが主人公となり担い手として県政に参画していくことが協働連携を進める上で、土台となる原則です。

(2) 協働連携を取り巻く社会環境の変化

ア デジタル社会への対応

新型コロナウイルス感染症を契機として、我が国において、国民生活や経済活動維持の観点から、これまでデジタル化が進まなかった領域を含め、デジタル活用が広がっています。本県においても、民間事業者等と行政との協働連携による行政分野でのイノベーションの創出が求められています。

イ SDGsの推進

持続可能な地域社会に実現に向けて、SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」理念のもと、本県ならではのパートナーシップを活かした取組を進めていくことが重要です。

また、協働連携を進めるに当たり、あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等を追求することも重要です。

(3) 基本的な考え方

ア 相互理解の推進

協働連携事業の実現に向けて、民間事業者と県の双方が協働について共通の理解を深めることが必要です。また、お互いをよく理解し、役割と責任の分担を認識した上で、対等なパートナー意識を持って行動することが重要です。

イ 情報の共有

お互いを理解し合うことが協働の原則であり、そのためにはそれぞれが必要な情報を提供し、情報の共有化を図ることが重要です。また、協働による成果を広く公開する機会を多く持つことにより、協働の効果を共有することも必要です。

ウ 公平性の原則

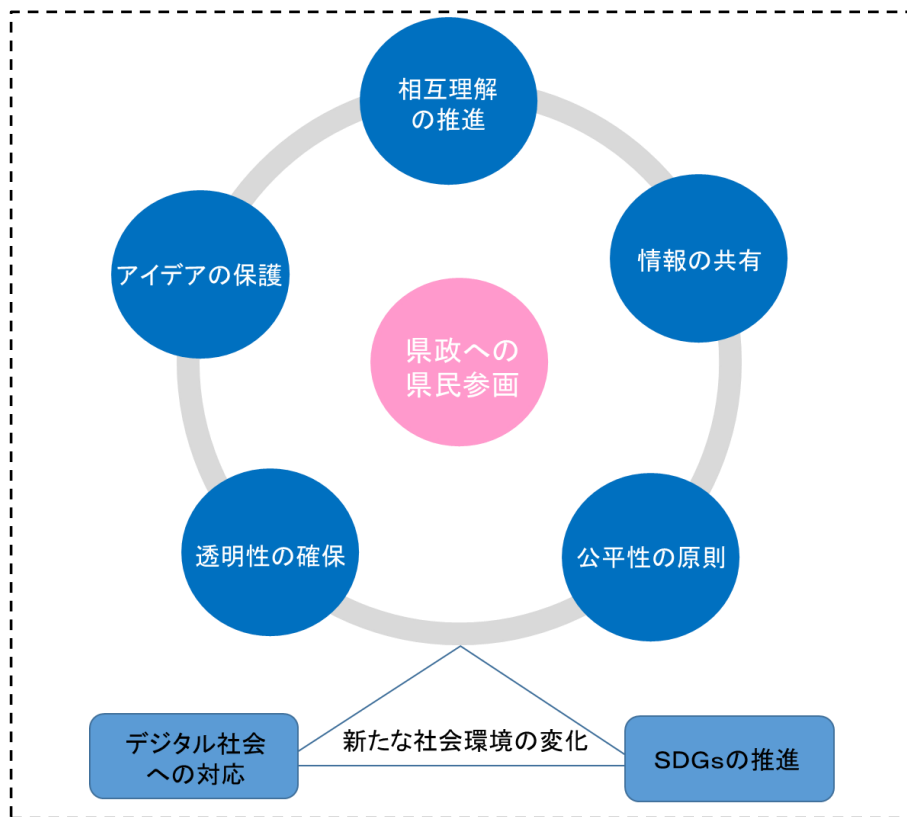
協働連携を進めるにあたり、県から民間事業者等（パートナー）に対して対等に参画の機会が提供されることが必要です。前例や慣例を踏襲することなく、解決すべき課題に対応して選定基準を明確にし、透明性を確保した手続きにより公平・公正に選ばれなければなりません。また、なぜそのパートナーと協働するのかを常に明らかにしておく必要があります。

エ 透明性の確保

協働連携の取組は、オープンな過程の中で進めることを原則とし、協働連携事業のプロセスや成果など、協働連携事業に伴うすべての情報を公開し、透明性の確保に努める必要があります。また実現した取組の内容を広く社会に公開することで、更に新たな取組が広がるよう促すことが重要です。

オ アイデアの保護

県はオープンな過程の中で協働連携を推進することを基本としますが、提案者の不利益とならないよう、事業者固有の技術やノウハウ等の情報保護の配慮に努めます。



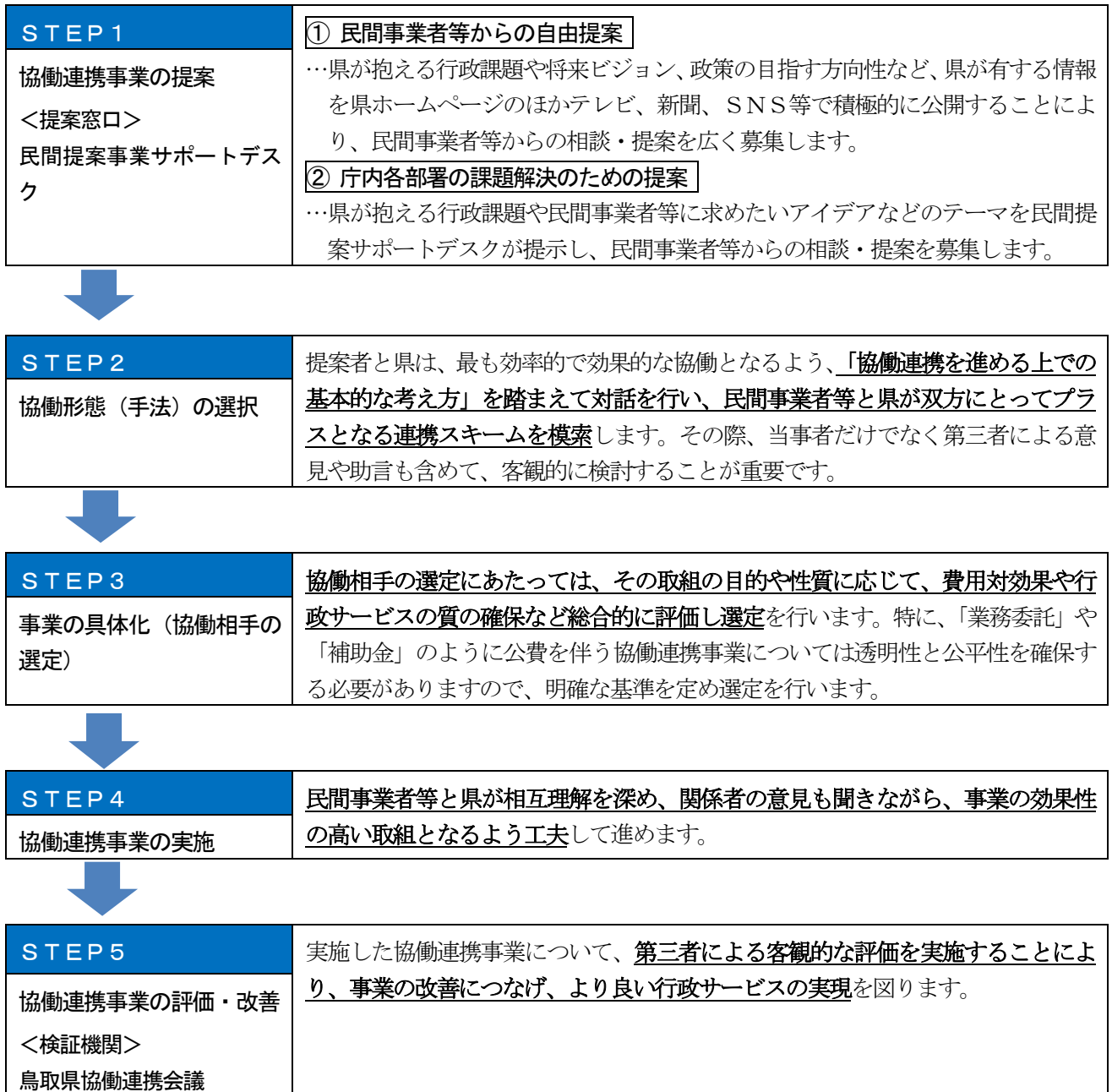
【第2章】協働連携の進め方

1 協働の基本的な進め方

協働の進め方は、それぞれ事業内容により柔軟な工夫が必要ですが、基本的に次の手順により進めていきます。

STEP0	
協働連携の可能性の点検・検討	県は、行政サービスの向上やコスト削減の観点から効果が期待できる場合は、 <u>アウトソーシングや民間活力の活用、民間事業者等と県との協働連携による事業実施について検討</u> を進めます。 また、 <u>民間事業者等においても、県政に対する関心を高めていただき、民間事業者等が有する資源やノウハウ、創意工夫を活用した行政との連携の可能性について、積極的な検討</u> をお願いします。





【第3章】事業提案の流れと留意点

1 「民間提案事業サポートデスク」について

民間事業者等の皆様からの協働連携に関する相談や提案（以下「民間提案」という。）を受け付けるワンストップ窓口です。民間提案事業サポートデスクは、県庁内の適切な部署への橋渡しや調整、必要なアドバイス等を行い、県との連携による地域活性化や県の課題解決につながる事業化の支援を行います。

<民間提案事業サポートデスクの概要>

(1) サポートデスクの機能

- ア 民間提案に関係する県の担当部署との橋渡し・調整
- イ 民間提案に対するスーパーバイザー制度による助言
- ウ 民間提案により実施する事業の伴走支援、進捗確認

(2) 設置場所（4箇所）

鳥取県庁行財政改革推進課、東部地域振興事務所、中部・西部総合事務所県民福祉局

(3) 提案方法

来所、電話、電子メール、とっとり電子申請サービス、ファクシミリ、郵送

(4) 提案者の要件

提案者は、提案内容を自ら企画・実施することが可能な民間事業者等（企業、NPO、大学等）

2 担当部署の役割

民間提案の内容について、担当部署は既存事業との費用対効果等を勘案の上、県が直接実施するよりも効率的かつ効果的な事業の実施が見込めると考えられるものについては、積極的に民間事業者等に委ねることを基本として、協働連携事業の実現に向けて検討の上、意思決定を行う必要があります。

その際、行政のみの判断に基づくのではなく、スーパーバイザー制度による助言も活用しながら、客観的な視点を持って判断することが重要です。なお、民間提案内容によっては担当部署が複数課にわたる場合があり、その場合は各課が連携しながら検討を行います。

3 提案の流れ

① 民間提案に基づき、提案者、県（担当部署・サポートデスク）で意見交換

※複数の分野にまたがる提案の場合は、各部署がチームを組んで対応

② 意見交換で出された提案実現に向けた課題に応じて適正なスーパーバイザーを選任し、提案者、県の3者で事業化の検討

協働連携事業の実施

継続検討 又は断念

③ 民間提案の検討結果を有識者等（鳥取県協働連携会議）で検証

⇒ 検討が不十分なもの、別の方法により実施可能と考えられるものなどは、必要に応じてサポートデスクに再検討を指示

（民間提案事業サポートデスクのスキーム）



（1）民間事業者等から相談・提案を受ける場合

政策分野を問わず、県と連携して行う地域活性化や県の課題解決につながる提案を幅広く受け付け、事業の実現に向けて伴走支援を行います。

（2）県が募集する場合

ア 事業テーマを提示する場合

県が抱える行政課題（事業テーマ）を提示し、民間事業者等からその解決に資する提案を募集します。その際、県は民間事業者等のアイデア・技術・ノウハウ等が最大限発揮されるようテーマの設定に留意します。

イ 県有資産の利活用を募集する場合

県が保有する資産について、民間事業者等から利活用の提案を募集します。

公共施設等の整備及び運営に当たっては「鳥取県PPP/PFI手法活用の優先的検討方針」に基づくとともに、必要に応じて未利用財産の利活用に係るサウンディング調査等を実施し、検討段階より民間事業者等から広く意見・提案を求めます。

4 提案に当たっての留意事項

（1）提案内容について、自ら企画・実施することが困難な者からの提案は原則受け付けません。

（2）提案に関する県内内外の関係者との調整には、時間を要する場合があります。

（3）民間提案が事業化に進むにあたり、事業者固有の技術やノウハウ等を活用する場合は、事業者選定時に

当該提案を行った民間事業者等へのインセンティブ付与を検討するほか、他の事業者では連携が不可の場合に随意契約等を行う場合があります。

- (4) 提案内容やその調整結果によっては、実現できないことがあります。また、その事業内容によっては、提案事業の実施者の選定に当たり、競争性・透明性・公平性をもった契約手続きが必要となる場合があります。
- (5) 本県は、提案の成立、不成立に関わらず、提案及び調整のために提案者に生じた一切の経費（企画や打合せ等に要した人件費、交通費、調整費、資料作成費など一切の費用、生じた損害等）の補填や賠償を行いません。
- (6) 提案の実現に際して、一般には公開されていない秘密情報が生じた場合や個人情報の取扱いがある場合は、関係法令及び社会通念に基づき、適切に取り扱ってください。
なお、提案者において生じた、秘密情報や個人情報の取扱いに関するトラブルについて、本県に故意または重大な過失がある場合を除き、本県は一切の責任を負いません。
- (7) 提案内容は、本県のホームページにおいて、公開可能なものについて、原則公表します。また提案実現後は、本県の広報やPR等に、その実現内容や成果物を利用、公表する場合があります。
- (8) 提案（内容及び企画書等の資料等）は、実現に向けた調整を行うに当たって、必要な範囲で、本県の担当部署等及び調整に必要な機関に、情報の公開・提供を行うことがあります。
なお情報の公開・提供を望まない内容等がある場合は、行財政改革推進課まで申し出てください。

【第4章】鳥取県協働連携会議による取組検証等

1 検証の基本的な考え方

「民間提案事業サポートデスク」に相談・提案のあった案件について、提案者（民間事業者等）と県（担当部署・サポートデスク）の検討により出された結論について、鳥取県協働連携会議による事後検証を行います。この第三者機関による事後検証により、事業の検討結果（事業化決定もしくは断念）のみならず、その結果に至った検討過程を含めて検証することにより、客観性及び透明性を高めるとともに、その検討過程及び結論が協働連携の観点から不十分と認められる場合は、サポートデスクに再検討を求めます。

なお、結論の出た案件のほか、検討中の案件についても途中経過を報告し、同会議から意見・助言を求めることにより、より良い事業になるようブラッシュアップを目指します。

2 検証結果の公表

「民間提案事業サポートデスク」に相談・提案のあった案件の対応結果は、鳥取県協働連携会議による検証結果と共に、県ホームページ等を通じて広く公表します。（ただし守秘義務に関わるものや、公表することにより相談・提案者に著しく不利益が生じるもの等を除く。）

これにより、本県の協働連携の取組を広く知っていただくとともに、新たな取組が創出されることに期待します。

